

『被扶養者の認定条件』

被扶養者となるには次のいずれも満たしている必要があります。

I. 被保険者の3親等内の親族であること

II. 主として被保険者の収入により生計を維持していて、下記の要件を満たす75歳未満（後期高齢者医療の被保険者とならない）の方。

（ア） 60歳以上の方または障害年金を受給されている方は年収180万円未満、かつ被保険者の年収の2分の1未満。

（イ） 60歳未満の方は年収130万円未満、かつ被保険者の年収の2分の1未満。

別居の場合は、年収が130万円（60歳以上または障害年金を受給されている方は180万円）未満で、かつその額が被保険者からの援助（送金）額よりも少ないことが条件となります。

ただし、この金額内でも生計維持関係が認められない場合は認定できません。

健康保険 被扶養者（異動）届に必要な添付書類

			被保険者との続柄							
			配偶者	子		父母 祖父母	兄弟姉妹 孫	配偶者の		
				16歳未満	16歳以上			父母	兄弟・姉妹 甥・姪	
身分関係確認		①続柄のわかるもの （世帯全員の住民票、戸籍謄本 など）	●	●	●	●	●	●	●	
収入がない場合	学 生	②在学証明書 （高校生の場合は省略）			●		●		●	
	学 生 以 外	離 職	③被扶養者申立書	●	●	●	●	●	●	
			④課税（非課税）証明書	必要に応じて		必要に応じて	●	●	●	●
			⑤退職日のわかるもの	●		●	●	●	●	●
収入がある場合	共 通		⑥被扶養者申立書	●	●	●	●	●	●	
			⑦課税（非課税）証明書	必要に応じて		必要に応じて	●	●	●	●
	給与収入		⑧直近3か月分の給与明細の写し、雇用契約書の写し、その他収入証明	●		●	●	●	●	
	年金収入		⑨振込通知書等の写し、年金証書の写し（遺族年金、障害年金、年金基金も含む）	●		●	●	●	●	
	失業給付		⑩雇用保険受給資格者証の写し	●		●	●	●	●	
	傷病手当金 出産手当金		⑪支給決定通知書の写し	●		●	●	●	●	
	自営業等		⑫直近の確定申告の控え（収支内訳書、青色申告決算書等必要経費が確認できるものを含む）	●		●	●	●	●	
同居人がいる場合		⑬同居人の収入証明	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	●	●	●	●	
別居		⑭世帯全員の住民票	●	●	●	●	●	被保険者と同一世帯でない被扶養者になれません。		
		⑮仕送り額が確認できるもの	●	●	●	●	●			

●：該当した場合に必ず提出するもの。

（注） 必要に応じてその他の証明書等をお願いする場合がありますのでご了承ください。

「⑫直近の確定申告の控え」をお送りいただいた時の注意点
健康保険組合での収入とは「その事業の為に、直接的必要経費を差し引いた残りの額」のことをいい、税法上経費と認められているものでも経費と認められない場合もあります。また、業種によって必要経費と認められるものも異なります。

「⑮仕送り額が確認できるもの」とは
・仕送りが振込の場合は振込票控え、預金通帳等の写しなど
・仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写しを含む）など

手渡しは認められません。仕送りの証明がない場合は資格削除となりますので、扶養認定後も控えを大切に保管しておいてください。

（注）被保険者の資格取得日において仕送りが行われていない場合、添付書類がないため認定することができません。
初回の仕送りがなされた時点で、添付書類により仕送りの事実を確認した上で、被扶養者の要件を満たしていれば認定することとなります。

進学、単身赴任で別居の場合は在学証明書、辞令の写しの添付があれば、仕送り額が確認とれるものを省略できます。